保護者の学校参加に関する一考察

増田 博俊

A Consideration of Parent's Participation in Schools' Decision Making

Hirotoshi MASUDA

"Opening a School" has long been discussed in MEXT since 1980's and the phrase itself has been very familiar with educators and parents, but as the term is very ambiguous to each school participant, there are perception gaps between them. This paper aims to summarize how the policies of "Opening a School" have been discussed and why the concept of it was integrated with school council and school evaluation systems in late 1990's. Although these systems were established to promote the participation of parents in schools and guarantee the parents rights to school education, it is necessary to confirm the effectiveness of them as these systems were introduced to school very swiftly.

To do so, this paper examines the present conditions of communication between schools and parents, especially how parents can be involved in schools' decision-making, using the results of questionnaire which was carried out in 8 public high schools in Shizuoka city. These results show that although many teachers and parents recognize the importance of reducing the communication gap between schools and parents and that the school evaluation system would be a key role in improving the relationship between them, there still are many problems like miscommunication because of the ways schools offer information to parents, the PTA doesn't work as teachers expect, and difficulties of legitimate evaluation by parents and so on.

目 次

はじめに

I 「開かれた学校づくり」と学校参加

A 「開かれた学校づくり」の経緯

B 「開かれた学校づくり」に関する制度の現状 と課題

C 問題提起

Ⅱ「開かれた学校づくり」に関する意識調査

A 調査の概要

B 調査結果

C 考察

終わりに

はじめに

「開かれた学校」という表現は随分と一般化してきたように思われるが、保護者や地域住民の学校行事への参加、学校施設の開放、学校による学習機会の提供といった身近なレベルでの学校との関わり方から、学校評価、学校評議員、都市部に見られる小・中学校の学校選択制や学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の設置といった教育行政レベルでの取り組みに至るまで「開かれた」という表現には実に幅広いニュアンスが含まれるため、教師や保護者、地域住民等それぞれの立場によってその捉え方は多様である。この用語の持つ曖昧さから、当事者の教育観によって政策としての「開かれた学校づくり」の実際はかなり異なっていることが予想される。そこで、本稿では、「開かれた学校づくり」の概念が、政策課題としてどのように捉えられてきたのかを概観し、そのうえでアンケート

調査の結果から「開かれた学校づくり」が保護者や教職員にどのように受け止められているのかを考察する。

I 「開かれた学校づくり」と学校参加

A 「開かれた学校づくり」の経緯

1 臨教審答申に見る「開かれた学校」

「開かれた学校」という用語が使われ始めた経緯を たどると、約20年前の臨時教育審議会答申(臨教審答 申) へと溯る。1984年に内閣によって設置され、1987 年までの間に4回の答申を発表した臨時教育審議会は、 「個性重視の原則」、「生涯学習体系への移行」、「国際 化、情報化等の変化への対応」の三つの視点で改革方 策を提言した。当時の教育を取り巻く社会背景として は、知識詰め込み型の教育の弊害が叫ばれながらも、 受験競争の低年齢化が進んだり、学校ではいじめや不 登校が頻発したりする問題が顕著であった。また、こ れらの問題に対する学校の対応の仕方や学校内での取 り組みや情報を外部に発信しようとしない学校の体質 に対して、学校は社会に対して閉鎖的であり、学校の 指導は管理主義的であると厳しい批判にさらされてい た。その一方で、都市化や核家族化を背景とした家庭 の教育力の低下が顕在化し始めたのもこの時期からで ある。

このような社会背景において、臨教審の第三次答申、 第四次答申(最終答申)における「開かれた学校と管理・運営の確立」の項では、学校と保護者や地域住民の関係の在り方について次のように説明している。

学校・家庭・地域社会は、児童・生徒の立場を中心としてその責務と役割を果たすため、本来の機能の充実を図るとともに、有機的連携、相互協力に努力する必要がある。このため、学校は教育方針等について、保護者に積極的な情報の提供を行い、また、保護者や地域住民の意見を学校の運営に生かすように努めるなど保護者や地域住民に対してより開かれた学校経営を心がけなければならない。(第三次答申) i

学校は地域社会共通の財産との観点から、学校・ 家庭・地域の協力関係を確立する。このため、施設 の開放を進めるとともに、学校の運営への家庭・地 域社会の建設的な意見の反映、インテリジェント化 など地域との連携、自然学校等とのネットワーク、 国際的にも開かれた学校へとより広く発展していく ための管理・運営の在り方が模索されなければなら ない。(最終答申) ⁱⁱ

このように、臨教審答申においては、学校・家庭・ 地域の三者連携を軸とした「開かれた学校」論が展開 された。ここでは、学校を地域社会の共通財産として 位置づけ、学校の施設開放などを推し進めるばかりで なく、児童・生徒の教育の場としての学校の本来の機 能を確認しながら、教育方針等の情報提供を通して学 校を「開く」ことを求めている。保護者や地域の教育 要求を学校経営に取り入れるためには、経営する側に、 現状の課題に即した的確な判断力が求められる。さら に、教師の自主性や創造性を損なうことなく、学校の 主体性を維持していかなくてはならない。しかし、臨 教審答申においては、地域や保護者の意見が反映され た学校経営を目指そうとする方向性は謳われても、具 体的な学校の「開き方」については明示されることは なかった。最終答申にも見られるとおり、管理・運営 のあり方については「模索されなければならない」と 表現されているだけで、具体的な方策は学校経営上の 課題として残される形となった。

臨教審の段階で、学校参加の制度化に向けた政治的な動きが見られなかったのは、教育行政や教師などの学校関係者が自身の専門的領域に保護者が介入するのを避けようとする風潮が強かったためであると考えられる。しかし、学校から保護者への情報提供を行ったり、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させる必要性が謳われたり、校長を中心とした責任体制の確立を図ろうとしたりする動きは、文部省による規制緩和や地方への分権化の動きに伴い、1990年代後半からの教育改革によって学校評議員制度や学校評価等の諸制度の導入といった形で具体化することになる。その意味においては、現在進められている教育改革は、この臨教審答申における基本方針を踏襲したものであると言って良いだろう。

2 90 年代後半の中教審答申に見る「開かれた学校」

臨教審の最終答申以降、「開かれた学校づくり」に関する施策が議論されるようになったのは、1996年の中央教育審議会(中教審)答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」の第一次答申であった。

この答申の主要テーマの一つである学校週五日制の趣旨は、家庭や地域社会の教育力の充実とあいまってはじめて生かされるものであるとされ、「開かれた学校」は学校週五日制を軸にして論じられることになった。ここでは、その後の教育の在り方の基本的な方向として、個性の尊重、ゆとり教育、生きる力の育成が挙げられ、学校週五日制の実施と学習指導要領の改訂に後押しされる形で、家庭、地域社会の教育力の充実や学校・家庭・地域社会の連携や役割分担の必要性が提唱された。

このような経緯を経て、学校運営に保護者や地域住民の参加が推進される大きな転機となったのは、1998年の中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」である。ここでは、地方分権・規制緩和を指向する行政改革のもとで、より地域に根ざした教育行政が展開できるよう、諸制度の多様化や弾力化が進められた。各学校の自主性・自律性の確立と、自らの責任と判断による創意工夫を凝らした特色ある学校づくりの実現のために、人事や予算、教育課程の編成に関する学校の裁量権限が拡大された。この答申における「開かれた学校づくり」の関連事項については、「第3章学校の自主性・自律性の確立について」の「6地域住民の学校運営への参画」で次のように述べられている。

学校が地域住民の信頼にこたえ、家庭や地域が連携協力して教育活動を展開するためには、学校を開かれたものとするとともに、学校の経営責任を明らかにするための取組が必要である。このような観点から、学校の教育目標とそれに基づく具体的教育計画、またその実施状況についての自己評価を、それぞれ、保護者や地域住民に説明することが必要である。

また、学校・家庭・地域社会が連携協力し、相互 補完しつつ一体となって子どもの健やかな成長を図 るため、各学校においては、PTA活動の活性化や 学校区内の各地域における教育懇談会の開催などに より家庭や地域との連携が図られている。今後、よ り一層地域に開かれた学校づくりを推進するために は学校が保護者や地域住民の意向を把握し、反映す るとともに、その協力を得て学校運営が行われるよ うな仕組みを設けることが必要であり、このような 観点から、学校外の有識者等の参加を得て、校長が 行う学校運営に関し幅広く意見を聞き、必要に応じ 助言を求めるため、地域の実情に応じて学校評議員 を設けることができるよう、法令上の位置付けも含 めて検討することが必要である。

また、学校評議員には、学校運営の状況等を地域 に周知することなどにより、学校と地域の連携に資 することが期待される。(傍線筆者)

この答申に基づいて公布された2000年の「学校教育 施行規則等の一部を改正する省令(以下、改正省令)」 の主たる目的は、学校が地域住民の信頼に応え、家庭 や地域と連携協力して子どもの健やかな成長を図るこ とにあるが、具体的には、校長及び教頭の資格要件の 緩和、職員会議の校長の補助機関化、学校評議員制度 の創設が規定される運びとなった。ここに学校参加を めぐる議論は「学校の自主性・自律性」、すなわち校長 の裁量権の拡大に結び付けられることになる。「開かれ た学校」に関わる教育言説についての変容過程を検討 した大崎(2006)が、「臨教審答申から第15期中教審答 申までの「開かれた学校」論が、生涯学習体系への移 行や三者連携論、地域における子ども育成論にみられ るように、曲がりなりにも「教育論」として展開され てきたのに対し、以後の「開かれた学校」論はそれと はややトーンを違え、国の行政改革の枠組みにおいて 位置づけられてのものだった」と述べているように、 この改正省令を境に「開かれた学校づくり」に関する 施策が、地方分権・規制緩和という教育行制度改革に 組み込まれていったと言えるだろう。

さらに、政策レベルでの動きを追っていくと、2000年の教育改革国民会議報告を受けて文部科学省がまとめた「21世紀教育新生プラン」では、「開かれた学校づくり」については地域に信頼される学校づくりの対応策として、「各学校における自己評価システムの確立」と「学校評議員制度の導入など開かれた学校づくりの促進」が掲げられ、前者については各学校設置基準に自己評価に関する規定を整備すること、後者については各教育委員会による取り組みの促進が求められることとなった。以降、学校評議員や学校評価の実施は全国的に広がり、「開かれた学校づくり」は主にこれらの制度と結び付けられて論じられるようになる。また、続く2004年の中教審答申「今後の学校の管理運営の在り方について」では、学校の閉鎖性や画一性といった根強い学校批判や学校評議員制度の成果や課題に

触れながら、保護者や地域住民が一定の権限を持って 学校経営に関わりを持つことができる新しいタイプの 学校づくりを模索する方向が示され、学校運営協議会 の設置が制度化されたⁱⁱⁱ。

このように臨教審答申から近年の中教審答申までの 一部を見た限りではあるが、「開かれた学校づくり」に 関して一貫して語られてきたことは、様々な学校批判 は後を絶たないものの、学校は地域社会を基盤として 存在するものであり、学校教育の充実のためには、学 校・家庭・地域の連携や協力が不可欠であるというこ とである。臨教審答申では抽象的な表現にとどまって いた保護者や地域住民による「開かれた学校づくり」 が、90年代後半以降の教育改革においては、保護者や 地域住民に学校経営の当事者としての意識を持たせ、 学校を中心とした地域づくりを進めようとするような 論調への変化が見られる。このような変化を受け、学 校は教育活動の成果や改善の結果を「説明責任」の下 に外部に向けて示さなくてはならなくなったし、それ ぞれの施策が個々の学校における経営のあり方を問い 直す必要性を提起するものであったことは確かである。 しかし、同時にこれらの動きは、学校や保護者が一連 の流れを受け入れる体制を作るゆとりを与えずに、急 速に進行していることもまた事実であるiv。あまりに も短期間に進行してきたため、様々な教育問題の解決 を求めた「開かれた学校づくり」が保護者や地域の参 加のあり方の十分な議論を経ずに、学校評議員制度の 導入や学校評価のシステム化へと集約されていったよ うな印象も拭いきれない。そこで、次節では、それら の現状と課題を検討することにする。

B 「開かれた学校づくり」に関する制度の現状と課題

1 学校評議員制度

学校評議員制度は、1998年の中教審答申で提言され、2000年の改正省令により、日本で初めての保護者や地域住民の参加を促す制度として導入された。この改正省令についての文部事務次官通知(平成12年1月21日)によれば、学校評議員制度の導入のねらいは「開かれた学校づくり」の一層の推進であり、その効果として、学校運営に関し、保護者や地域住民等の意向を把握・反映し、その協力を得ること、学校運営の状况等を周知するなど学校として説明責任を果たしていくことが期待された。この点に関連して、馬場(2000)は、

「たしかに日本の教育は、あまりにも行政側に教育のイニシアチブをゆだねすぎてきた。その結果、逆に学校に対する親の発言権を弱め、自分の子どもの教育についてすら発言することを認めない体制をつくり出してきた」と述べ、学校評議員の設置が行政主導の姿勢を少しでも改善しようとするものであると捉えていた。このような意味で、学校評議員の存在は学校運営にとって大きな力になると考えられていた。

しかし、この制度については、導入当時から様々な 課題や問題点が指摘されている。それらは主に校長の 権限拡大や学校評議員の選出基準などに関わることで あった。林(2000)は、学校評議員制度を、権限および 選出方法という点において、住民および保護者の学校 運営参加権を保障するものではなく、校長の独人的学 校運営の指向を持ったものであると批判的に捉えてい る。同様に、臼井(2001)は、学校評議員制度の導入の 趣旨とされる「学校運営への参画」が「学校の意思形 成への参加」を意味するものであるとは説明されてい ない点を指摘し、その導入が保護者や地域住民による 学校の意思決定過程への参加を主たる目的とするもの ではなく、学校の経営責任遂行のために、校長による いわば顧客情報のキャッチや消費者ニーズの把握、そ してその上での対策検討のためにアドバイザーの確保 に重点が置かれたものとなっている、と述べている。 確かに、この改正省令によって、校長・教頭の資格用 件が緩和されたり、職員会議が校長の補助機関となっ たりしたことも含めて考えれば、校長の権限拡大を意 図したものであったという考え方は否定できない。

評議員の選出基準に関しても様々な意見が見受けられた。例えば、既存のPTAと学校評議員の関連について、今橋(2001)は、「父母の教育権」の観点から、学校・生徒の状況の理解度から、PTAから選出されるのが制度の趣旨に合っており、保護者の代表は、校長・教職員を含めた構成委員からなるPTAの代表ではなく、保護者一般の意向を理解しているPTA父母部会・父母層の代表であるべきであると述べている。一方、永井(2000)は、「子育て支援のネットワークづくりや、家庭・地域社会・学校の三者をつなぐ組織であるPTA活動の活性化を図る試みなどは、地域の教育力を再構築する動きの第一歩として、期待され、工夫されてよい」と述べ、PTAが学校運営に関わりを持てるような変容を期待していた。また、佐藤(2000)は、「PTAは、学校と家庭や地域を結びながら、学校を

取り巻く環境の改善や充実を図るとともに、学校や家 庭における教育の理解を深め、その振興を図るため、 さまざまな活動を行うものである」とPTAの位置づ けを示したうえで、学校評議員とPTAは、それぞれ の役割を果たしながら互いに補完し合い、さまざまな 形で学校・家庭・地域の連携を深めていく上でPTA の関係者を学校評議員に委嘱して互いの活動の連携を 図るなどといった工夫も考えられる、と述べている。 実際に、具体的な運営上の課題も多い。まず、学 校評議員としての適任者の確保や人選方法の難 しさがある。例えば、PTA役員が順番に役に就 くことが慣習となり、必ずしも保護者や地域住民 の代表とはなりえない場合があったり、校長の異 動により、良好な人間関係が維持できなくなった 等の事例も見受けられたりする。また、学校評議 員は原則として個人の立場で発言しなくてはな らないため、内容によっては答えづらいことも多 く、意見が出たとしても集約できないほどに多岐 にわたる場合もある。学校評議員会は当該学校の 教職員や保護者の傍聴は一般的ではないため、ど のような話し合いがなされているのか伝わりづ らいことも多く、曖昧な運用になっている点も見 逃すことはできない。さらに、外部評価の導入に 際し、学校評議員を評価者に充てることが多いが、 評価者としての専門性が十分に確保できていな い等の指摘があるvi。

保護者の学校参加を進めるにあたって、学校評議員制度が有する課題は、保護者の代表者のみが学校経営に関与するシステムであるという点である。確かに、学校からの情報提供や、学校が外部の意見を聴取しようとする体制作りが進行しており、形式的には学校と家庭・地域住民は双方向の意見交換をしているように見えるが、これらがすべての当事者に等しく参加を促すきっかけを与えているとは言い難い。

2 学校評価

学校評議員の設置や学校運営協議会の指定が進む一方で、学校の説明責任を担保するための施策である学校評価の必要性も話題になってきている。学校評価の取り組みを学校・家庭・地域間をつなぐコミュニケーション・ツールとして捉えることにより、保護者・地域住民の学校運営への参加を促進していこうとする動きである。

さて、文部科学省による平成18年度間の「学校評価 及び情報提供の実施状況調査結果」によれば、全国の 公立学校の98.0%が自己評価を実施しているが、その 結果の公表率は 45.2%にとどまっている。また、 87.7%の公立学校が学校関係者評価vii (従来の外部評 価) に関わる組織を有しており、その組織に保護者を 含めている学校が73.5%(うちPTA役員が58.0%、 一般の保護者が 15.5%)、学校評議員を含めている学 校が67.9%であった。しかし、それらの公立学校のう ち、実際に学校関係者評価を実施したのは49.1%、結 果の公表率は38.7%に過ぎなかった。学校関係者評価 のための組織の活動内容を見てみると、校長等管理職 との対話が95.3%、学校行事の参観が87.7%、授業参 観が78.9%であったのに対し、一般保護者からの意見 聴取は23.3%と低ポイントであった。一方、外部アン ケートを実施した公立学校は88.9%に及び、多くの学 校で直接保護者や児童・生徒から意見を聴取している 様子が見られた。

これらの実態から、ほとんどの学校が学校評価を実 施し始めているものの、4割に満たない公表率が示す ように、学校と保護者・地域が学校の状況や課題を共 有しているとは考えづらい。特に、保護者の学校参加 を考えた時、公的な場で自身の声を発することができ るのは、依然として限定された代表者のみであり、外 部アンケートの実施や学校からの情報公開がそれに取 って代わることにはならない。その意味では、一般の 保護者に対して学校が十分に開かれていないような印 象を受けざるを得ないし、学校評価が学校の内外を結 びつけるツールとして十分に機能しているとは言えな い状況にあるのではないだろうか。また、学校や家庭、 地域の教育力の向上が目的とはいえ、学校評価の導入 によってその実施に伴う教員の負担が増えることにも 留意が必要である。その点について、林(2006)は、「学 校評価・教員評価の実施が対外的な説明責任を果たす のみに執着して、評価のための評価となったり、評価 疲れを招いて本来の教育活動に支障が出たりすること があるならば、学校経営の自律化そのものが疑われ、 教育の質の向上に不可欠となる教育行政機関や保護 者・地域住民からの信頼や支援は得られない」と述べ ている。一方、保護者にとっても公開される情報や学 校評価の結果を基に学校にどのようなことを求めてい くのか、あるいは高校入試や学校選択制のある地域に おいては、評価結果などの情報をどのように受け止め、

活用していくかは保護者に求められていく新たな課題になりえるのではないか。つまり、学校評価の導入は、学校と家庭を結びつけるだけでなく、保護者の力量を試すことにつながるとも考えられるだろう。

C 問題提起

これまで述べてきたように、一方で保護者の教育権が主張されながらも、現実的には学校の自主性・自律性の向上に結び付けられた「開かれた学校づくり」に関する諸制度の整備・拡充が進められている。しかし、学校評議員などの制度が導入されて、ある程度の時間が経過し、その成果を検証する時期であるようにも思われるが、実際には、制度そのものが形骸化し、有効に活用できていないとする見方も少なくない"。

このような状況について、保護者を対象にした最近 の調査・研究では、例えば、小・中学校の保護者を対 象に「学校選択制度」「総合的な学習の時間」「学校評 議員制度」の保護者の認知度や認知媒体を調査した岩 永他(2005)は、学校評議員制度の保護者の認知度は極 めて低く、認知媒体も学校からの説明よりもメディア によるものである場合が多いことを示し、「学校及び教 育委員会は実施される施策に関する説明責任を果たし ているとはいえず、かつそのことが、教育に関する関 心、知識、教養という観点から見れば、保護者や地域 住民の市民としての成熟を妨げている」と指摘してい る。また、小・中学校の保護者の学校への関与意欲を 調査した岩永他(2004)は、その分析結果から、① 保護 者の学校への関与意欲は、全体的に肯定的・積極的で ある、② 保護者の学校に対する不信感が学校への関与 意欲を阻害している、③ 保護者が学校の諸活動にどれ ほど関心を持って協力しているのか、どれほどの高学 歴志向をもっているのかが関与意欲に強い影響を与え ている、④ 保護者の多様性が学校との連携を促進する 際の困難となりえることの4点を指摘している。

さて、現実的に保護者の姿を見た時、確かに、学歴や職業観、あるいは生活全般における価値観が多様な保護者の学校参加への意欲や関心は一様ではない。また、保護者の高学歴化に伴う教師の地位の相対的な低下といった問題も存在する。学校に対する保護者の理不尽な要求の増加もそうした価値観の相違や学校に対する意識の現われなのかもしれない。一方、いかに積極的な姿勢を持っていたとしても、それぞれが家庭や仕事を持ちながら、学校参加に関わり続けていくこと

は決して容易ではないし、それを理由に学校が参加を 保障する環境整備を怠るわけにもいかない。

保護者は、このような状況をどのように捉え、学校に何を期待しているのであろうか。一方、教職員は、「開かれた学校づくり」や保護者との関わり方をどのように考えているのだろうか。また、学校と保護者・地域住民の連携協力の必要性が常に問われながら、その関係を改善させる取り組みはどの程度行われているのだろうか。このような疑問に対し、次章では、静岡県の一部の県立高校を対象に行ったアンケートを基に、保護者と学校のコミュニケーションの様子や「開かれた学校づくり」に関する諸施策の受け止め方などについて見ていくことにする。

Ⅱ 「開かれた学校づくり」に関する意識調査

A 調査の概要

筆者は、2008 年 11~12 月に、静岡市内の県立高校 8校(すべて全日制、普通科 5 校、専門科 3 校)の協力を得て、「「開かれた学校づくり」に関する意識調査」 と題したアンケート調査を実施した。

前章で述べたように、「開かれた学校づくり」の推進のために、学校と保護者・地域との連携協力を求めた様々な施策が導入されてきているが、これまでの施策は、保護者の意向が必ずしも考慮されてきたものではなかった。そこで、本調査では、保護者の学校参加のあり方、それぞれの施策の運用上の課題、信頼される学校づくりに何が求められているのか等について検討するために、PTA役員や学校評議員などの代表性を有していない一般の保護者と教職員に、日頃の学校生活や学校と保護者のコミュニケーションの様子、教育に対する考え方、「開かれた学校づくり」に関連する諸施策(主に学校評議員制度、学校評価)への関心や受け止め方などについて問うことにした。

調査対象は、協力校に勤務するすべての教職員と、その学校に通う2年生の生徒を持つ保護者とした。保護者への配布は、学校を介して行った。ただし、学校規模が異なるため、保護者への依頼については、各校2~3クラス(80~90名程度)を目安とし、どのクラスに配布するかについては、各学校の判断に一任することにした。なお、対象を2年生としたのは、1年生よりも一年間の学校の流れを概ね理解していると考えられる点、進路決定を間近に控えている、あるいは既

に決定している3年生に比べ、学校生活全般について の意見を聞きやすいと考えられる点を踏まえたためで ある。また、地域を静岡市内とした点については、ほ ぼ同一の地区内で生活している保護者の意見を集約す ることができると考えたためである。

なお、保護者への配布数は 686 部、有効回答数 296 部(回収率 43.1%)、教職員への配布数は 475 部、有 効回答数 352 部(回収率 74.1%)であった。

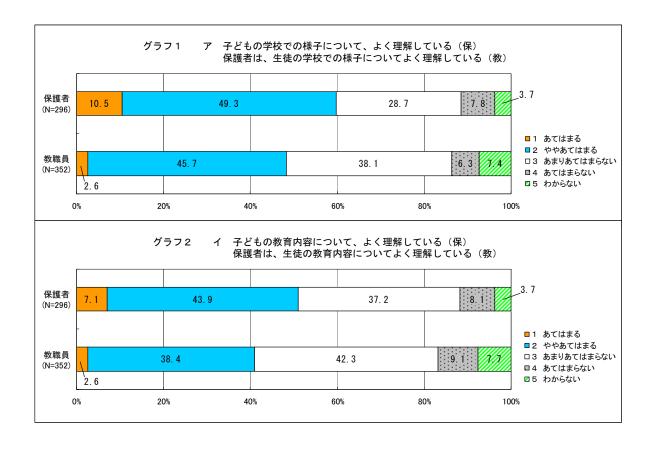
表1 家庭と学校のコミュニケーションについて

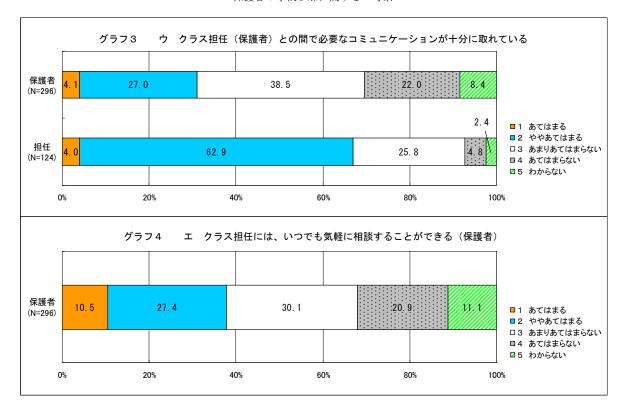
(%)

衣	表1 家庭と字校のコミュニケーションについて	1	2	3	4	5	N/A
ア	(保護者は) 子どもの学校での様子について、よく理解している。	10. 5	49. 3	28. 7	7.8	3. 7	0.0
		2. 6	45. 7	38. 1	6.3	7.4	0.0
,	(保護者は) 子どもの教育内容について、よく理解している。	7. 1	43.9	37. 2	8.1	3. 7	0.0
イ		2.6	38. 4	42. 3	9.1	7.7	0.0
上	クラス担任(保護者)との間で必要なコミュニケーションが十分に取れ ている。	4. 1	27.0	38. 5	22.0	8.4	0.0
ウ		3. 7	52. 3	31. 5	4.0	8. 2	0.3
エ	クラス担任には、いつでも気軽に相談することができる。※	10.5	27.4	30. 1	20.9	11.1	0.0
	保護者への対応が負担に感じることがある。※	11. 1	34. 7	34. 1	16. 2	3.4	0.6
オ	(保護者は)学校での様子について、日頃から子どもとよく話をしている。	26. 7	42. 2	20.6	9.1	1.0	0.3
~		1.4	38. 1	39. 5	11.4	9.7	0.0
カ	(保護者は)学校からの配布物には必ず目を通している。	47.0	32. 4	15. 5	3.0	1.7	0.3
	(体践有は) 子区かりの配布物には必り日を囲している。	2.0	25. 9	45. 7	15.9	10.5	0.0
丰	保護者会、参観会、PTAの会合などには毎回参加している。	30. 4	31. 1	20.3	17.6	0.7	0.0
,	MIX LAT S MIAT I III A L TO CHO CHO CO CO	19.6	41.8	23.6	12.8	1. 1	1.1
ク	三者面談(生徒・保護者・教員)は、子どもの学校での様子を知るうえ	72.6	21.6	3. 4	0.3	1.0	1.0
	で大切だと思う。	62.8	29. 3	4. 5	1.1	1. 1	1. 1
ケ	子どもの学校のPTA活動に関心がある。	12.8	33.8	37. 2	13. 2	2.4	0.7
	(勤務校では、保護者のPTA活動に対する関心が高い。)	18.8	46. 9	21. 6	6.8	4.8	1. 1
コ	子どもの学校のPTA活動は活発だと思う。	11.8	33.8	28. 4	7.4	17.6	1.0
	(勤務校のPTA活動は活発だと思う。)	22. 7	45. 2	23. 6	4. 5	3. 1	0. 9
サ	学校や教育委員会に対して身勝手な要求をする保護者が増えているよう	26. 0	33. 4	15. 5	4.4	19.3	1.4
	に思う。	24. 4	40. 3	22. 2	5. 4	6. 5	1. 1
シ	子どもに将来の目標を持たせるのは学校の役割だと思う。	5. 4	28. 7	41. 2	19.6	4. 4	0.7
		13. 6	55. 4	23. 9	3.4	2.6	1. 1
ス	学校での教育をきちんと受けていれば、子どもの将来に不安はないと思	3. 7	19. 3	39. 5	27. 7	8. 4	1.4
	j.	6. 3	24. 4	39. 8	21.6	6.8	1. 1
セ	ある程度教師の負担になっても、教育内容の充実を図ってほしい(図り	21. 6	47. 0	20. 9	5. 1	4.4	1.0
	たい)。	13. 9	42. 9	27. 3	11. 1	4.0	0.9
ソ	休日であっても、学校は部活動や講習などの課外活動を積極的に行うべ きだと思う。	15. 5	36.8	30. 1	9.8	6. 4	1.4
		11.4	33. 2	32. 4	16.8	5. 4	0.9
タ	社会に通用するルールやマナーを身につけさせるのは家庭の役割だと思っ	55. 1	36. 1	6. 4	0.7	0.7	1.0
	う。 -	40. 9	48. 6	7. 4	0.9	1.1	1.1
チ	塾や習い事には積極的に通わせたい (通わせるべきだと思う)。	13. 2	24. 7	34. 1	22. 6	4. 1	1.4
	学校での数本だけでは不生がもてが、これとも学校に言してより上があ	2.8	19. 0	47. 7	16.8	12.8	0.9
ツ	学校での教育だけでは不安があるが、それらを学校に言っても仕方がな 勤務校では、保護者や地域住民からの不満や苦情に対してきちんとした	17. 9	36.8	26. 4	12. 2	5. 7	1.0
	動伤区では、休護有で地域住民からの个個で古情に対してきらんとした。	28. 7	56. 5	8. 2	1. 1	4. 5	0.9

※ 保護者と教員にそれぞれ別の質問を設定した

В 調査結果 教職員(有効回答数352) 回答者の属性 年齢構成 保護者(有効回答数 296) 30 歳以下 (19人) ① 年齢構成 31~40歳 (65人) 30 歳以下(0人) 41~50歳 (159人) 31~40歳 (21人) 51~60歳 (100人) 41~50歳 (230人) 61 歳以上 (5人) 51~60 歳 (44人) 無回答 (4人) 61 歳以上 (1人) ② 男女比 男 無回答 (0人) (251人) ② 男女比 女 (98人) 男 (26人) (3人) 無回答 (270人) 女 ③ クラス担任 (0人) 無回答 している (124人) ③ 子どもが在籍している学科ix していない (225 人) 普通科 (208人) 無回答 (3人) 専門科 (88人) ④ 管理職または主任 している (99人) していない (250人) 無回答 (3人)





2 家庭と学校のコミュニケーションについて

学校と保護者のコミュニケーションの様子や教育に対する考え方についてア〜ツの質問をした。それぞれの問に対して、「1 あてはまる」「2 ややあてはまる」「3 あまりあてはまらない」「4 あてはまらない」「5 わからない」のうちから、最も考えに近いものを1つ選択してもらった。その結果が表1である。上段(色付き)が保護者(N=296)、下段が教職員(N=352)の結果である(以下同じ)。それぞれにほぼ同じ趣旨の問を設定したが、質問項目に()が付してあるものは教職員向けの質問を表す。また、これらの質問に加えて、それらの内容に関する補足質問を行った。以下、特徴的な結果が出た項目を中心に検討していくが、

補足質問の主な結果はその際に取り上げることにする。

① 保護者の学校教育に対する理解とコミュニケーションの様子

グラフ1と2は、保護者が、子どもの学校での様子と教育内容をどの程度理解しているかを尋ねた結果である。また、教員には、保護者がそれらをどの程度理解していると思うかを尋ね、保護者の認識と教員の持っている印象の差を比較した。グラフからもわかるように、保護者の半数以上がどちらの質問にも「あてはまる」「ややあてはまる」と回答しているのに対し、教員は半数を満たしていない。特に、保護者が教育内容を理解していると考えている教員は約4割にとどまっている。

表2 子どもの悩みを誰に相談するか(したいか)

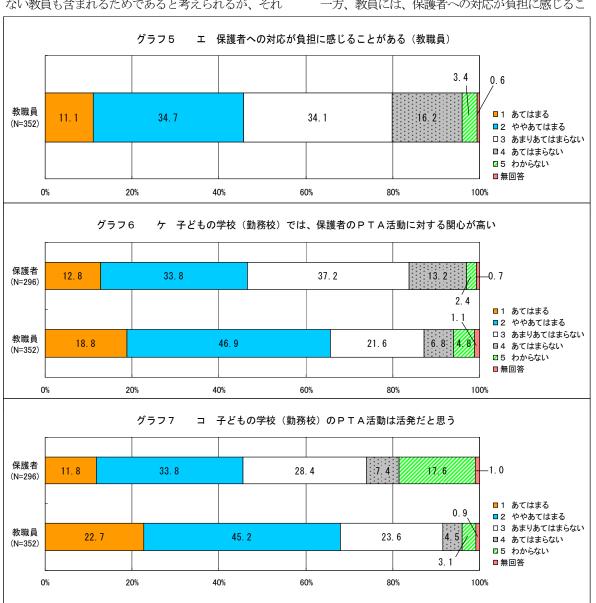
1	管理職(校長・教頭等)	2
2	主任 (学年主任等)	5
3	クラス担任	233
4	部活動の顧問	15
5	養護教諭	1

		(X)
6	スクールカウンセラー	8
7	外部の相談機関	8
8	PTA役員	0
9	その他	22
無	回答	2

次に、保護者と学校の日常的なコミュニケーション の様子について尋ねた。保護者には、クラス担任との コミュニケーションが十分に取れているかどうかを聞 いたため、教員は、現在クラス担任をしている 124人 を抽出して比較した。グラフ3に示されるとおり、担 任教員の 66.9%が「あてはまる」「ややあてはまる」 と答えているのに対し、肯定的な回答をした保護者は わずか 31.1%にすぎなかった。一方、教員全体では、 56.0%の肯定的な回答があった。これは管理職や主任、 講師など日常的に保護者とのやり取りをすることが少 ない教員も含まれるためであると考えられるが、それ 認識しているようである。

続けて、保護者には、クラス担任にはいつでも気軽 に相談できるかどうかを尋ねた。半数以上が「あまり あてはまらない「あてはまらない」と答えており、保 護者と学校との間にやや距離があるように感じられる 結果であった (グラフ4)。なお、保護者のみの質問と して、学校での悩みについて相談をするとしたら、ま ず誰に相談するか(したいか)を尋ねたところ、クラ ス担任を選択した保護者は233人(78.7%)であった (表2)。

一方、教員には、保護者への対応が負担に感じるこ



た教員が 45.8%と、半数近くに及んだ (グラフ5)。 またクラス担任をしている 124 人を見ると、52 人 (41.9%) が「あてはまる」「ややあてはまる」と答えている。学級経営に絞った質問ではないため、各教員の負担感の要因は多様であることが予想されるが、生徒の指導全般に責任を負うクラス担任が保護者との関わり方に負担を感じている人数としては少なくない。

② 保護者と学校の関わり方について

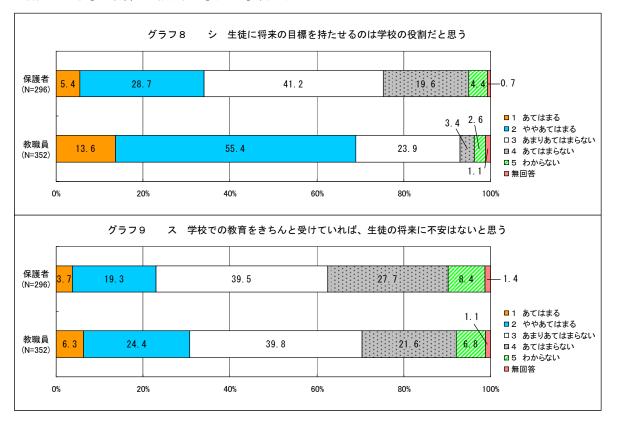
次に、PTA活動への関心を聞いた。グラフ6、7から、およそ7割の教員は、保護者のPTA活動への関心が高く、実際に勤務校におけるPTA活動は活発であると考えていることがわかる。一方、半数以上の保護者は、PTA活動がさほど活発であるとは考えていない。

さらに、これまでの質問の補足として、保護者が学校からの情報をどのように入手するかを聞いてみた。 一方、教員にはどのような手段で学校の情報を提供しているかを尋ねた。下の表3に示す媒体として考えられる12項目について、保護者が情報を知り得るために利用しているもの、教員には学校が情報発信のために用いているものを順に3点あげてもらった。表に示 す数値は、1番目にあげたものを3点、2番目を 2点、3番目を1点として集計した得点である。 なお、○数字はそれぞれの順位である。

多少の順位の差はあるが、概ね発信側と受信側の認 識は変わっていないことがわかる。学校側の取り組み

表3 学校の情報を入手(提供)する手段

	保護者 暑	大職員
学校だより	132 ⑤	194 ⑤
学年・学級だより	255 ②	255 ③
ホームページ	120	167
PTAだより	46	143
PTAの会合	39	161
地区の会合	38	128
面接・面談	278 ①	268 ②
参観会・懇談会	255 ②	336 ①
学校行事の見学	198 ④	206 ④
家庭訪問	87	71
電話・メール	56	55
その他	140	12
	学校だより 学年・学級だより ホームページ PTAだより PTAの会合 地区の会合 面接・面談 参観会・懇談会 学校行事の見学 家庭訪問 電話・メール	学校だより 132 ⑤ 学年・学級だより 255 ② ホームページ 120 PTAだより 46 PTAの会合 39 地区の会合 38 面接・面談 278 ① 参観会・懇談会 255 ② 学校行事の見学 198 ④ 家庭訪問 87 電話・メール 56



が、保護者に良く伝わっている現われと言えるだろう。一方、上位を占めた「面接・面談」や「学年・学級だより」といった学校と家庭を直接結ぶような機会に比べると、「PTAだより」「PTAの会合」「地区の会合」については、保護者のポイントが低かった。教員は情報発信の良い機会と捉えている傾向にあるが、保護者はPTA関係や地区会などの機会は、教員が期待するほど有効に活用していないようである。また、保護者で「その他」のポイントが高くなっているのは、「子どもとの話で」「本人から」等の記入が多かったためである。調査では、学校からの情報伝達手段を選択肢に設定したのだが、日頃子供から直接話を聞いていることの印象が強いせいか、この趣旨の回答と判断できるものだけで約50件にも及び、インフォーマルな形で保護者に情報が伝わっている様子がうかがえた。

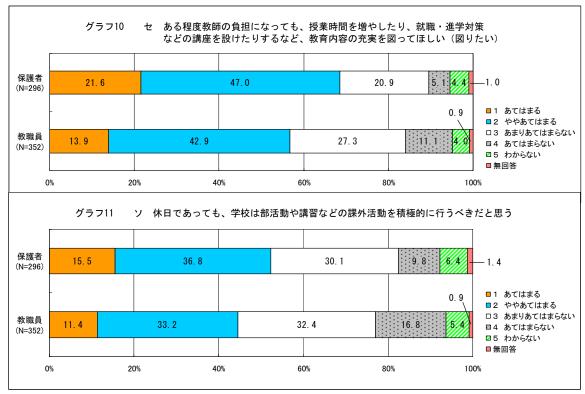
③ 学校・家庭の役割について

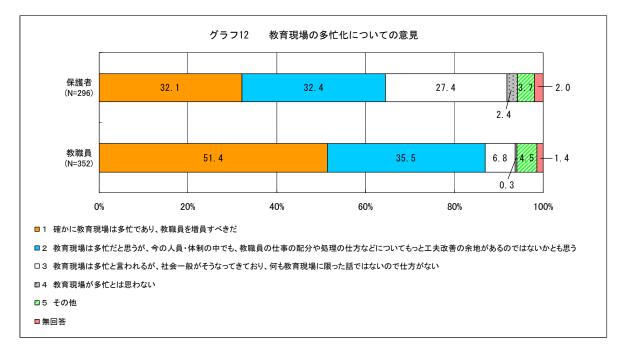
学校の役割や保護者の教育要求について尋ねた結果が、グラフ8~11である。

グラフ8と9は対照的な結果である。約7割の 教員が、生徒の将来の目標を持たせるのは学校の 役割であると感じているのに対し(グラフ8)、 学校の教育が万全であると考えている教員は約 3割にすぎなかった(グラフ9)。目標を持たせることについては、特に高校の場合、進学から就職に至るまで多様な進路希望への対応が求められるためこのような認識につながるのであろうが、保護者は、子どもの目標設定についてはさほど学校に依存していない。学校教育が子供の成長におけるあらゆる面で主導権を握ることについては、保護者も教員も懐疑的であると言える。

続いて、保護者の教育要求についての問を設定した。 グラフ10からは、68.6%の保護者が教育内容の充実を 求めていること、グラフ11から、休日の活動について も52.3%の保護者が学校での活動の場の提供を求め ていることがわかる。これらの結果から、保護者の学 校の教育活動への依存度は低くはないことがうかがえ る。一方、56.8%の教員が教育内容の充実について前 向きに考えており、44.6%が休日の活動も積極的に行 うべきであると考えている。

グラフ8~11 で示した結果をクロス集計してみると、「シ 子どもに将来の目標を持たせるのは学校の役割だと思う」で「あまりあてはまらない」「あてはまらない」と回答した180人のうち、「セ 教育内容の充実を図ってほしい」で「あてはまる」「ややあてはまる」





と回答したのは106人(73.9%)、また、「ソ 休日でも課外活動を積極的に行うべきだと思う」で「あてはまる」「ややあてはまる」と回答したのは74人(41.1%)であった。同様に、「ス 学校での教育をきちんと受けていれば、生徒の将来に不安はないと思う」で「あまりあてはまらない」と回答した199人のうち、「セ 教育内容…」で「あてはまる」「ややあてはまる」と回答したのは133人(66.3%)、また、「ソ 休日でも…」で「あてはまる」「ややあてはまる」と回答したのは100人(50.3%)であった。これらの結果から、保護者の多くが、子どもの将来の設計は家庭の役割としながら、学校は授業や部活動、講習などの教育活動全般については、発展・拡充に努めるべきであると考えている様子がうかがえる。

これらの質問の補足として、保護者が学校現場をどのように見ているかを知るために、教育現場の多忙化について意見を聞いた。選択肢は「1 確かに教育現場は多忙であり、教職員を増員すべきだ」「2 教育現場は多忙だと思うが、今の人員・体制の中でも、教職員の仕事の配分や処理の仕方などについてもっと工夫改善の余地があるのではないかとも思う」「3 教育現場は多忙と言われるが、社会一般がそうなってきており、何も教育現場に限った話ではないので仕方がない」「4 教育現場が多忙とは思わない」「5 その他」とした。結果はグラフ 12 に示すとおりである。教員の86.9%が多忙であると感じており、全体の約半数が教員の増員を求めている。また、35.5%が校内の体制の見直しが可能であると考えている。一方、保護者は全

表4 協力してもよい(してもらいたい)と思う活動

		保護者	教職員
1	教育方針や目標を決める委員会への参加	37	31
2	学校の活動を評価する委員会への参加	39 ③	64
3	「総合的な学習の時間」などの講師	29	125 ③
4	授業での教師のアシスタント	30	9
5	クラブ活動・部活動などの指導	34	109
6	休日や放課後に行う体験活動や学習活動の指導	36	91
7	学区の安全を守る巡回活動	174 ①	217 ①
8	PTAの役員	87 ②	198 ②

体で 64.5%が学校は多忙であると感じているものの、 そのうちの半数が校内の体制の見直しが可能であると 感じている。また、現場の多忙化は仕方がないと答え た 27.4%の保護者の存在も併せて考えると、全体的に 保護者は学校の現状を厳しく捉えていると言える。

さらに、具体的な学校の活動への関与として、どのような活動ならば協力してもよいと思うか、また、教員にはどのような活動に協力してもらいたいかを尋ねた。協力してもよい(してもらいたい)と思う項目を全て選択してもらった。その結果を示したのが表4である。なお、数値は選択した人数、○数字はそれぞれの順位である。

結果が示すように、保護者は、「学区の安全を守る巡回活動」や「PTAの役員」など、小・中学校での自身の経験に即したものについては、協力してもよいと答えているが、学校の経営に直接影響を及ぼすことが予想される活動(方針や目標の決定、評価など)につ

いては関心が低いようである。教員についても、総合 的な学習の時間の講師や部活動の指導などの教科指導 以外での活動の補助までは求めるが、学校経営に関す る事項への協力を強く求めている様子は見られなかっ た。

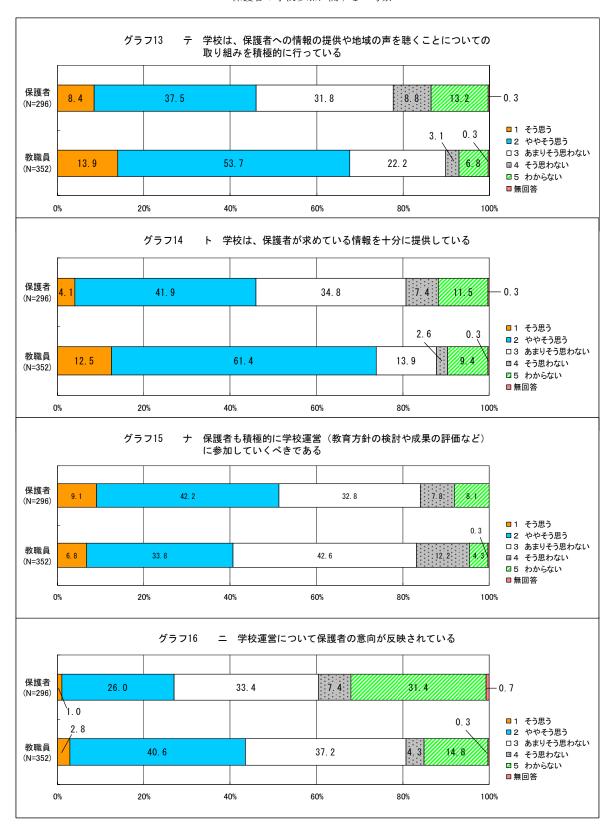
3 保護者の学校参加について

アンケートの前半部では、保護者と教員の日常的な取り組みに関する意識についての質問をしたが、後半では、保護者の学校参加に関わる諸制度について質問した。質問はテ〜フで、それぞれの問に対して、「1 そう思う」「2 ややそう思う」「3 あまりそう思わない」「4 そう思わない」「5 わからない」のうちから最も考えに近いものを1つ選択してもらった。その結果が表5である。以下、前節と同様に、保護者と教員の意識の差や補足質問の主な結果を中心に検討していく。

表5 保護者の学校参加について

(%)

		1	2	3	4	5	N/A
テ	学校(勤務校)は、保護者への情報の提供や地域の声を聴くことについての取り組	8.4	37. 5	31.8	8.8	13. 2	0.3
	みを積極的に行っている。	13. 9	53. 7	22. 2	3. 1	6.8	0.3
7	学校(勤務校)は、保護者が求めている情報を十分に提供している。	4. 1	41.9	34. 8	7.4	11.5	0.3
1.		12.5	61.4	13. 9	2.6	9.4	0.3
ナ	保護者も積極的に学校運営(教育方針の検討や成果の評価など)に参加していくべ	9. 1	42. 2	32.8	7.8	8. 1	0.0
	きである。	6.8	33.8	42.6	12. 2	4.3	0.3
11	(勤務校の) 学校運営について保護者の意向が反映されている。	1.0	26.0	33. 4	7.4	31.4	0.7
1		2.8	40.6	37. 2	4.3	14.8	0.3
ヌ	学校運営について、学校の外部の声を聞くためにも「学校評議員」制度は大切であ	17. 6	54. 1	11. 1	3. 7	13. 5	0.0
	ప .	14.8	43. 2	23. 3	11. 4	6.8	0.6
ネ	学校(勤務校)は、学校評議員から校長に出された意見の内容やそれに対する学校	2.0	16. 2	30. 7	14. 9	36. 1	0.0
1	の対応状況について保護者に知らせている。	8.0	32. 4	23.0	8.2	27.8	0.6
,	学校評議員には、保護者がメンバーに入るべきである。	21.6	41.2	14. 5	6.8	15. 5	0.3
	子代計成員には、「木波自か・ケンパー」に入るべき(める。	15. 6	38. 4	23. 9	12. 5	9.4	0.3
	学校(勤務校)は、「自己評価」の結果を学校だよりやホームページを通じてきち	4. 1	13. 9	23. 6	9. 1	48.0	1.4
,	んと公開している。	26. 4	30. 1	15. 3	8.0	19.3	0.9
7	学校の外部の者が、学校での教育内容などを評価する「外部評価」の導入は必要で	22. 3	39. 5	13. 9	3. 7	19.9	0.7
	ある。	10. 5	36. 4	27.8	15. 9	8.5	0.9
フ	職員会議やPTAの会合ばかりでなく、学校の抱える課題などについて教職員、生	30. 1	51.4	9. 1	1.7	7.4	0.3
	徒、保護者が共に話し合える場があるとよい。	22. 4	47. 4	20.7	4.3	4.5	0.6

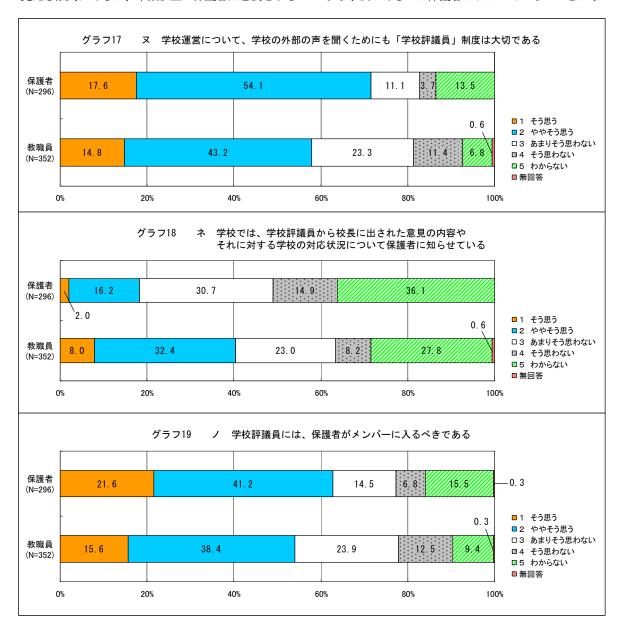


(1) 学校の取り組みについて

まず、学校が保護者への情報提供や地域の声を聴くことを積極的に行っていると思うかを尋ねたところ、教員の67.6%が肯定的に回答しているが、保護者は45.9%と半数を下回った(グラフ13)。また、保護者が求めている情報を提供しているかの問についても、教員の73.9%が肯定的に回答しているが、保護者は46.0%であった(グラフ14)。このように、学校と家庭の情報のやり取りについて、学校は現状を肯定的に捉える傾向にあるが、半数以上の保護者は必要とする

情報は十分提供されていないと考えている。

「ナ 保護者も学校運営に参加していくべきである」に対して、保護者の51.3%が肯定的に回答しており、保護者の学校運営への関与意欲は低くないことがわかる(グラフ15)。また、グラフ16で示すように、現在、意向が反映されていると考えている保護者は27.0%にとどまっている点や「わからない」と回答した保護者が31.4%いることから考えると、学校へ保護者の意思を伝える手段が不足している、またはどのような手段があるのか保護者がわかっていないことが予



想される。一方、グラフ16の結果では、学校運営に保護者の意向が反映されていると考えている教員は43.4%であったが、グラフ15が示すように、保護者の学校運営への参加について肯定的に捉えている教員の割合は40.6%に過ぎず、保護者の声が学校に届いていない、あるいは保護者の参加を忌避しようとする傾向が若干見られた。

② 学校評議員

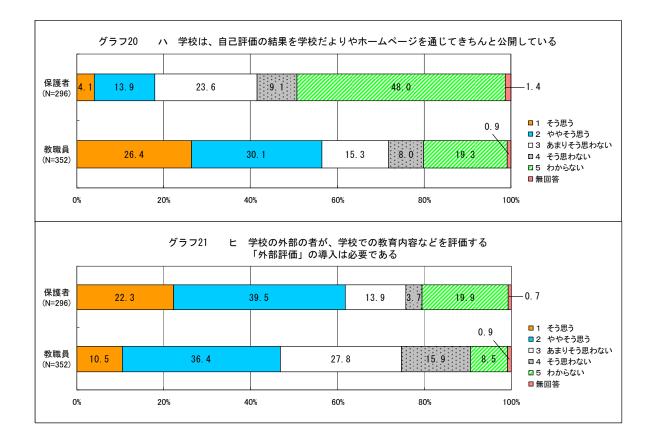
続けて、学校評議員制度の認知度、活用状況などについて聞いた。グラフ17の結果が示すとおり、学校評議員の必要性については、保護者の71.7%、教員の58.0%が認めており、制度そのものの認知度は高いことがわかった。しかし、グラフ18より、学校評議員の意見やそれに対する学校の対応状況などの保護者への周知については、保護者の36.1%、教員の27.8%が「わからない」と回答している点、肯定的に回答した保護者がわずか18.2%である点などを考えると、評議員の活動の不透明さは否定できない。学校評議員は、校長の求めに応じて意見を述べることが求められているため、その意見や内容は保護者へ周知徹底されるべきも

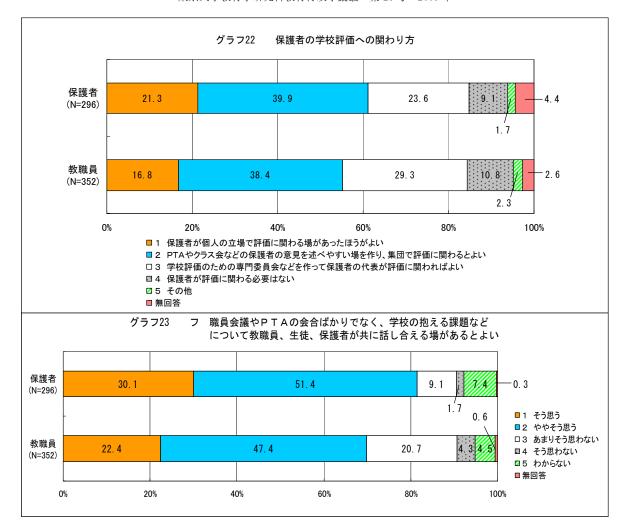
のではないことも考えられるが、保護者の理解や協力 を促す機能は果たしていないことは指摘できる。

学校評議員に保護者が入るべきかどうかを尋ねたところ、「わからない」と回答した保護者が 15.5%いるものの、肯定的な回答が 62.8%に及ぶことから、保護者が学校への意思表示を求めている様子がうかがえる。教員の賛否は二分されるものの、肯定的な回答は半数を超えており、保護者の参加にはおおむね理解を示していると言えるだろう。

③ 学校評価

学校が公開する自己評価結果への認知度・関心について尋ねた結果がグラフ 20 である。教員の 56.5%が結果を公開していると認識しているが、保護者の肯定的な回答が 18.0%、「わからない」が 48.0%であることから、評価結果についての保護者の関心は極めて低いと言わざるをえない。管理職または主任である教員99人のうち 69人(69.7%)がきちんと公開していると考えているが、それ以外の教員250人については129人(51.6%)にとどまり、職位によって若干差が見られる結果となった。





さて、外部評価の必要性については、グラフ21が示すように、「わからない」と回答した保護者が約2割いるものの、否定的な回答も17.6%にすぎず、外部評価を求める保護者は比較的多いことがわかった。また、教員は意見が二分されるが、否定的な回答は43.7%にとどまっており、評価に対する意識は低くはない。

外部評価に関しての3つの補足質問を行った。まず、 誰が外部評価を行うべきかを聞いた。表6に示す項目 のうち、あてはまると思うものをすべて選択してもらった。なお、○数字はそれぞれの順位である。

この間についても、多少の順位の入れ替えはあるが、 外部評価者として、保護者、地域住民、教職経験者へ の回答が多く、保護者と教員の意識に大きな差は見ら れなかった。あえて生徒を外部の評価者と選択肢に含 ませたが、多くの回答は得られなかった。 次に、学校の活動のうち何を評価すべきか(されるべきか)について、表7に示す項目から、順に3点あげてもらった。表に示す数値は、1番目にあげたものを3点、2番目を2点、3番目を1点として集計した得点、○数字はそれぞれの順位である。

評価すべき(されるべき)項目についても保護者と 教員の間に順位の上での大きな差は見られなかった。 ただし、順位付けを行ったものの、保護者の回答につ いては上位の5件についてはそれぞれに大きな差がな いことが特徴的であった。保護者の知りたい情報は多 岐に渡っていると言えるだろう。

グラフ22は、保護者の学校評価への関わり方としての意見をまとめたものである。選択肢は、「1 保護者が個人の立場で評価に関わる場があったほうがよい」
「2 PTAやクラス会などの保護者の意見を述べや

すい場を作り、集団で評価に関わるとよい」「3 学校評価のための専門委員会などを作って保護者の代表が評価に関わればよい」「4 保護者が評価に関わる必要はない」「5 その他」とした。保護者の回答で1と2が合計で61.2%であることから、代表者に依存するのではなく、何らかの形で個人としての意見を発する機会を求めていることが指摘できる。

④ 「開かれた学校づくり」に求めること

保護者と教員が具体的に話し合う場としては、学級会や学年PTA、PTA総会や地区の会合などが考えられるが、一般的には、学校からの連絡事項に終始することが多い。そこで、学校の運営方針に意見を述べたり、校則の改定や学習指導に関わることなど、生徒に身近な問題を討論したりする場面として協議会などの形式で、話し合いの場を確保している学校の実践例も多いことから、職員会議やPTAの会合などではない話し合いの場の設定に関心があるかどうかを尋ねた。(グラフ23)この問に対して81.5%の保護者が「そう思う」「ややそう思う」と答えていることから、保護者の学校への関与意欲、あるいは学校の情報を知ろうとする意識は高いと言える。また、教員の69.8%も肯定的に捉えており、このような機会の必要性については保護者と教員では一定程度の合意が得られるだろう。

C 考察

今回のアンケート調査の結果から得られた4つの特 徴的な傾向を踏まえて、保護者の学校参加のあり方に ついて考察を進めたい。

まず、第1の特徴は、保護者の関与意欲、教育要求が高いことである。グラフ1、2および表1のオやカの結果からもわかるように、保護者は、教員の想像以上に、子どもの学校での様子や教育内容について理解をしており、子どもとの話や学校からの配布物などから学校の様子を知ろうと心がけている。また、グラフ10、11で、教育内容の充実や休日の諸活動への要求や期待について高ポイントを示していること、グラフ15で、学校運営に参加していくべきであると考える保護者が半数を超えていることなどからも、保護者の学校に対する依存度や関心の高さがうかがえる。なお、子どもが在籍している学科ごとにクロス集計を試みたが、それぞれの傾向に大きな差異は認められず、保護者の関与意欲は総じて高い様子がうかがえた。これらの結果から、いわゆる保護者の教育に対する無関心、学校

に対する無理解といった考え方は、教員側の価値観に よるもので、実際は、関心のある保護者が多いという 前提に立って学校経営に取り組まなくてはならないと 言えるだろう。

第2の特徴は、学校とのコミュニケーションが十分 にできていないと感じている保護者が多いことである。 グラフ3、4で示したとおり、多くの保護者はクラス 担任との間で、必要なコミュニケーションが取れてい ると感じていない。また、表1のツ「学校の教育だけ では不安があるが、それらを学校に言っても仕方がな いと思う」では、肯定的な回答が半数を上回っており、 学校教育に対してのあきらめや不信感を持った保護者 も少なくないことがわかった。また、サ「学校や教育 委員会に対して身勝手な要求をする保護者が増えてい るように思う」の間に対しては、保護者、教員ともに 6割近くが私的な要求をする保護者が増えていると感 じている。このような状況を生み出す一つの原因とし ては、グラフ14で示したように、学校からの情報が保 護者の求めているような内容ではないこと、あるいは 学校が意図したように情報が伝わっていないことなど が考えられる。日常的な学校と家庭のコミュニケーシ ョンのあり方については、再考を要する課題と言える。

ところで、学校と家庭のコミュニケーション不足を 解消し、互いの距離を縮めるためには、学校からの保 護者への働きかけについて何らかの改善が求められる。 そのためには、保護者にとって身近な形での窓口が必 要であり、その役割を担うのは、まずクラス担任が考 えられる。保護者にも子どもにも最も身近な存在であ るクラス担任が保護者との日常的なコミュニケーショ ンを充実させるためには、特別に新しいことをするの ではなく、例えば学級通信の配布や授業参観などの従 来学校が行ってきた活動に自信を持って取り組むこと で対応できるのではないか。学校からの情報提供につ いては、保護者、教員共に「面談・面接」「学年・学級 だより」などの機会を有効に活用していることもわか った (表3)。まずは、できることからクラスを開き、 子どものありのままの姿を共有していくことで、保護 者の安心感を生み出すことが先決である。ただし、そ れらを教員の個人的な活動に依存するのではなく、学 年や分掌のサポートなど、それぞれの教員が同僚との 協力体制を築いていくことも必要である。教員の活動 は、たとえ指導上の困難に直面したとしても、同僚や 管理職はもちろん、保護者なども含めた周囲の理解や

協力によって努力の報われ方や指導効果が大きく異なってくるからである。

第3の特徴は、保護者は責任が求められる活動への 参加を忌避する傾向があることである。保護者の参加 を促す制度的なルートは依然としてPTAが中心であ るが、グラフ6、7から、実際は保護者のPTA活動 への理解や関心は、教員が期待するほど高いとは言え ないことがわかった。したがって、PTA活動への参 加と学校参加を同一視することは、保護者の教育意思 を反映させることにはなりづらいことが指摘できる。 そこで、保護者の具体的な教育意思の表明方法につい ては、PTA役員などの代表性に頼らないルートの確 保が必要になってくる。実際、学校によって抱える課 題やその対応策は異なるため、教員や保護者などの当 事者がそれぞれの立場から意見を発することができる 場があってよい。しかし、表4で示したように、保護 者は、目標の設定や活動の評価などの学校の意思決定 に関わる活動への協力についても関心が低い。保護者 は、学校の内部事項については素人であるので、これ は十分予想されうる結果である。また、保護者の立場 であれば、学校の実情を知らされないまま学校の意思 決定に関わる様々な活動への関与が求められるのは理 にかなったことではない。それでも、それぞれの学校 が抱える課題を共有したり、公正な学校評価の実施を 求めたりするのであれば、学校は、保護者の関心を私 的な領域から公的な領域へと拡げていくように努めな くてはならない。

このような状況の解決策の一つとして、例えば、三 者協議会などの導入が考えられるが、それには参加を 必要と考える当事者の課題意識や危機感に裏付けられ た動機づけが必要である。その意味で、参加型学校づ くりは一つの手段と言えるが、生徒や保護者の参加を 保障することを目的にするのではなく、当事者間の公 共性を創出することが求められよう。教員や保護者の 教育責任はそれぞれどのように果たされるべきか、発 言をするだけでなく互いの協働がどの程度可能である のかを見定めなければならない。実際に、三者協議会 の取り組みを実りのあるものにするために、生徒会や PTAなど既存の組織を有効に活用していたり、学校 評価に結びつけて保護者や生徒の関心を高めようとし ている学校も少なくない。これらの取り組みは、主に 教員が担うべき役割であり、比較的現状を肯定的に捉 えがちな教員集団にこそその理解を求めなければなら

ないだろう。

第4の特徴は、調査の後半部で取り上げた学校評議 員と学校評価について、制度そのものへの必要性や認 知度は高くても、実際には、それぞれの制度が十分に 機能していないと考えられる点である。

まず、学校評議員であるが、その活動状況について は保護者にも教員にも十分に周知されていないことが 明らかになった (グラフ 18)。学校評議員は、校長の 求めに応じた提言が期待されるという特質から、個人 的な立場での校長とのつながりが前提とされており、 保護者や地域住民の意向を学校に届ける役目が果たさ れているとは言えず、評議員制度の導入時のねらいと は随分かけ離れているのが現状である。ゆえに、評議 員は、保護者の代表性を有する必要がなくなり、一般 の保護者や教員の行動に影響を与える存在であるとは 考えづらい。また、学校には、様々な会合や面談など、 保護者が学校の教育活動に対して意見を述べたり、学 校の意向を聞き出したりする機会は常に備わっており、 保護者の意向反映については、学校評議員に頼らずと も、従来の他のコミュニケーションの機会を見直すこ とによって可能ではある。その意味では、学校評議員 が、保護者からの今日的な教育に対する要求に応じえ る存在であるのか、制度そのものの理念を踏まえての 検討が必要であろう。

学校評価についての質問からは、どの学校について も自己評価の結果の公開に努めているものの、保護者 の自己評価の結果に対する関心は極めて低いことが明 らかになった (グラフ 20)。現在、行政側の目標とし て、公表率の向上が掲げられているが、今回の調査か ら保護者の多くが自らが求めている情報が提供されて いるとは考えていないことを考慮すると、まず、学校 が提供する情報の質と信頼性の担保を問うことが先決 である。評価については、必要性を感じている保護者 が多く、ガイドラインが示す外部評価(学校関係者評 価) に保護者が含まれるべきだとする点については、 教員にも保護者にも十分理解されると思われる(グラ フ19、表5)。しかし、外部評価の担い手として保護 者の参加を求めるのならば、学校は、進学や就職、あ るいは部活動の実績や教育関係者ばかりが理解できる ような評価ばかりではなく、学校が抱える課題として、 例えば、生徒指導上の問題などの負の要素を持った情 報の公開もためらわずに行う必要がある。また、保護 者についても、自分の子どもやクラスの様子がわかれ

ば良いとするレベルの情報ばかりを求めるのではなく、 正当な評価が学校の自立性を高め、それが子どもの教育活動にフィードバックされることを認識して、一つ 一つの教育活動の学校での位置づけや目的を理解する ように努めるべきである。

終わりに

本稿では、まず、「開かれた学校づくり」に関する背景と現実的な課題について概観し、続いて、筆者が行ったアンケート調査の結果を踏まえて論を進めてきた。今回の調査では、保護者の学歴や社会的地位といった細かな属性まで踏み込んでいなかったり、限定された地域での調査であり、他地区との比較を通じた地域差などについて検討したりすることは十分にできなかった。また、質問の項目が広範に渡ったため、内容の妥当性や回答時の被験者の集中度など省みる点は多い。しかし、進学率が97%を超え、実質的に義務教育化している現在の高校において、学校と家庭の連携は、今後ますます重要になってくることは十分に予想される。その意味では、現在の保護者の学校教育への思いを知り得たことは有意義であったと感じている。

子どもの自立を考えた時、学校の段階が上がるにつれ、保護者の学校への関与は徐々に低くなっていくのが一般的であり、小・中学校に比べれば、高校は距離が置かれて当然ではある。しかし、保護者が子どもの様子を的確に把握したい、学校の情報を知りたいと考えるのは当然のことであり、親としての権利でもある。一方、教員にとって、保護者や地域住民の参加は、学校の持つ権限(教師の教育権)への介入という側面を想起させるため、それを忌避する風潮も見受けられるが、保護者の参加が、学校の教育活動への理解や教育効果の向上につながることを自覚する必要があるだろう。ただし、それは学校が保護者のあらゆる要求を鵜呑みにすることで叶うわけではない。保護者も教員もそれぞれが持つ教育権が両立する状態を上手に作り出すよう努めていくことが肝要である。

現に学校参加に対する保護者と教員の意識の差が存在する中で、学校への直接的な参加を声高に推し進めることが、本稿の目的ではない。むしろ、学校は、保護者の参加を促す一方で、それを拒む権利、あるいは学校に子どもの教育を委ねようとする思いを保護者が

持ち合わせていることも理解しなくてはいけないだろう。また、外部への理解ばかりを追い求めて、いたずらに参加を促すことばかりが学校の「開き」ではないはずである。そもそも学校を開き、運営上の課題を共有するということは、当事者間の葛藤や困難が伴うものであり、教育という営みが一定の尺度で説明できることばかりではないことを忘れてはならない。しかし、保護者にとって様々な教育上の問題や子育てについての悩みを打ち明けることができ、それらに理解を示してくれる最も身近な存在はやはり学校であり、一人ひとりの教員である。その期待が、めまぐるしい教育改革や制度の運用で解消されないよう、それぞれの学校が、家庭や地域との信頼関係を築いていくことこそが今日必要とされる「開かれた学校づくり」ではないだろうか。

注

- i 『臨教審だより』 昭和62年4月臨時増刊 (通巻第34号) p.29
- ii 『臨教審だより』 昭和 62 年8月臨時増刊 (通巻 第39号) p. 25
- ※学校運営協議会は、その設置の可否を教育委員会が主体的に決定することができ、平成20年4月1日現在、小・中学校を中心に、29都道府県で343校が指定されている。
- " このような状況について、例えば、岩永(2005)は、「(教育改革の)ほとんどが改革の最前線に立つ教職員 や改革の影響を直接受ける児童・生徒とその保護者、 学校を支えている地域住民の声を反映することなく進 められていること」と「制度改革を実際に担う保護者、 住民、教職員の準備性の問題」の2点を問題点として 挙げ、拙速な改革の連続が学校現場に混乱をもたらし ていると指摘している。
- * 文部科学省による平成 18 年度間の「学校評議員制度 等及び学校運営協議会設置状況調査結果」によれば、 全国の公立学校の 82.3%が学校評議員 (類似制度を含 す。) を設置している。
- " 例えば、中條(2006)は、神奈川県の県立高校での自身の学校評議員としての経験に基づき、評議員が「教育に関する理解と識見がある者」として選ばれていたとしても、評議員個人は常に教育現場にいる「専門家」ではない点に触れながら、現状では有益な意見を引き

出す工夫が欠けていることを指摘している。

*** 2008年1月の「学校評価ガイドライン」(文部科学 省)の改定により、従来の「外部評価」を「学校関係 者評価」に改め、評価者に保護者を加えることを基本 とした。なお、ガイドラインでは、学校関係者評価は、

「保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価」と定義されている。

wiii 例えば、日高(2007)は、学校評議員制度に関する調査結果から、制度の活用に至っていない状況を指摘し、このような状況が続くと、「制度理念とはかけ離れた形での運用が定着し、制度の形骸化が進む可能性もある」と述べている。また、三浦(2005)は、関東地区の公立小学校の校長を対象にした質問紙調査の分析結果から、「学校一地域間の連携は、自立的な学校経営の確立を目的とした制度的試みによって活発化されるものとは言い難い」と述べている。

ix 普通科には、国際科の在籍生徒数を含む。

引用・参考文献、URL

- ・今橋盛勝(2001)「学校評議員制度と学校協議会―子 どもの人権、父母の教育権の視点から―」『教育』2001 年5月号
- ・岩永定(2005)「学校と家庭・地域の連携の現状と課題」『日本教育経営学会紀要』第47号
- ・岩永定他(2004)「保護者の学校教育に対する意識と学校関与意欲の関係―小・中学校の保護者調査を通して―」『日本教育経営学会紀要』第46号
- ・岩永定他(2005)「教育施策の実施過程における保護者への説明責任に関する研究」『鳴門教育大学研究紀要(教育科学編)』第20巻
- ・臼井智美(2001)「学校評議員制度の導入」大塚経営 研究会『学校経営研究』第 26 巻
- ・大崎功雄(2006)「「学校をひらく」とはどういうことか?―近年の諸答申にみる「開かれた学校」観―」 『北海道教育大学紀要(教育科学編)』第57巻第1 号
- ・佐藤弘毅(2000)「学校評議員をどう設置するか」『教 職研修』2000年4月号
- ・永井聖二(2000) 「開かれた学校づくりに学校評議員 をどう生かすか」『教職研修』2000年4月号

- ・中條安芸子(2006)「日本における学校評議員制度― 評議員の立場から見る今後の活用の方向性―」文教 大学情報学部『情報研究』第53号
- ・馬場将光(2000)「特色ある学校づくりに学校評議員 制度をどう生かすか」『教職研修』2000年4月号
- ・林孝(2006)「学校評価・教員評価による学校経営の 自律化の可能性と限界」『日本教育経営学会紀要』第 48号
- ・林量俶(2000)「教育立法・行政の動向と生徒参加・ 学校自治」日本教育法学会年報第29号『教育立法と 学校自治・参加』
- ・日髙和美(2007)「学校参画制度の現状と課題」日本 教育制度学会『教育制度学研究』第14号
- ・古田薫(2005)「親と学校のパートナーシップについての考察:親の学校参加の今日的意義と課題」『京都大学大学院教育学研究科紀要』第51号
- ・三浦智子(2005)「学校と地域との関係についての考察―学校参加システムと保護者等及び校長の行動に着目して―」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第45巻
- ・文部科学省(1996)中教審答申「21世紀を展望した我 が国の教育の在り方について」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/chuuou/toushin/960701.htm(最終アクセス日 平成21年1月14日)

- ・文部科学省(1998)中教審答申「今後の地方教育行政 の在り方について」
 - http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/chuuou/toushin/980901.htm(最終アクセス日 平成21年1月14日)
- ・文部科学省(2000)「学校教育施行規則等の一部を改正する省令の施行について(通知)」
 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyog

iin/05111801/002.pdf (最終アクセス日 平成 21 年1月14日)

- ・文部科学省(2001)「21 世紀教育新生プラン」
 http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/21plan/main_b2.htm(最終アクセス日 平成21年1月14日)
- ・文部科学省(2004)「今後の学校の管理運営の在り方 について」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chu

kyo0/gijiroku/04030401/002.htm (最終アクセス日平成21年1月14日)

・文部科学省(2007)「学校評議員制度等及び学校運営 協議会設置状況調査結果の概要(平成18年8月1日 現在調査結果)

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/03/0703 2712/001.htm(最終アクセス日 平成 21 年 1 月 14 日)

- ・文部科学省(2008)「コミュニティ・スクールの指定 状況について一全国 29 都府県 343 校に広がるー」 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/05/0805 1506.htm(最終アクセス日 平成21年1月14日)
- ・文部科学省(2008)「学校評価ガイドラインの改訂について」

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/01/0801 2913.htm(最終アクセス日 平成21年1月14日)

・文部科学省(2008)「学校評価及び情報提供の実施状況(平成18年度間調査結果)」

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/05/0805 2305.htm (最終アクセス日 平成21年1月14日)

・岩手県教育委員会(2003)『保護者アンケート調査結 果報告書』

http://www.pref.iwate.jp/ hp0902/info/2003/dl/hogosya_enquete.pdf(最終アクセス日 平成 21 年 1月 22 日)

・佐賀県教育委員会(2007)『保護者・教師の教育に関する意識調査 集計結果』

http://www.pref.saga.lg.jp/web/var/rev0/0004/7 955/report.pdf(最終アクセス日 平成 21 年1月 22 日)

・社団法人東京都小学校PTA協議会(2004)『公立学校での義務教育への期待に関する保護者の意識調査 <最終報告>』

http://www.ptatokyo.com/pyuki/documents/i04060 7ishiki.pdf (最終アクセス日 平成 21 年1月 22 日)

・社団法人日本PTA全国協議会(2007)『教育に関する保護者の意識調査報告書』

http://www.nrsquare.com/pta/book_kyoiku_h19/ (最終アクセス日 平成21年1月22日)

・ベネッセ教育研究開発センター・朝日新聞社(2008) 『学校教育に対する保護者の意識調査 2008 速報

版』

http://benesse.jp/berd/center/open/report/hogo sya_ishiki/2008/soku/pdf/all.pdf (最終アクセス 日 平成21年1月22日)